

○不破消防組合職員の再任用に関する規則

平成25年 8 月27日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、不破消防組合職員の再任用に関する条例（平成13年不破消防組合条例第 3 号。以下「条例」という。）に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用の基準)

第 2 条 再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱の原則、法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

(辞令書の交付)

第 3 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に任命権者が定める辞令書を交付しなければならない。ただし、第 4 号に該当する場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

- (1) 再任用を行う場合
- (2) 再任用の任期を更新する場合
- (3) 再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合
- (4) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(報告)

第 4 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新状況を管理者に報告しなければならない。

(委任)

第 5 条 この規則の定めるもののほか、職員の再任用の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年 8 月27日から施行する。

